

制度の特長

- 1 団体契約で大きな割引**
 ●団体割引・損害率により
 約23%の割引を適用(団体傷害疾病保険)
- 2 疾病の入院・手術に対して充実補償**
 ●日帰り入院から最高90日まで補償
- 3 自動更新で期限切れの心配なし**
 ●半年ごとの掛金口座振替で
 毎年自動継続(満70才で規約脱退)
- 4 簡単な加入手続**
 ●健康診査などの手続は一切不要
 (健康状況について告知をいただくだけです)

【お支払い例】(20才から54才の方の場合)

長期入院でもお役に立ちます!
最高 90日 まで補償!

カゼをこじらせて5日間入院

46,000円

(7,200円×5日+証明書代10,000円)

胃潰瘍により手術[※]し30日入院

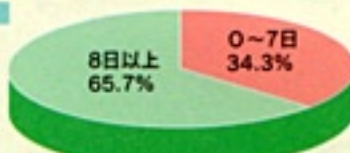
※胃・食道手術(開胸・開腹術を伴うもの)

370,000円

(7,200円×30日+7,200円×20倍+証明書代10,000円)

短期入院でもお役に立ちます!
日帰り入院も1日目から補償!

? ご存知ですか?
意外と多い短期入院!



一般の医療保険ではお支払いの対象とならないことの多い7日未満の入院が、全体の3割を超えています。

厚生労働省「平成20年患者調査」

? ご存知ですか?
平均入院日数は35.6日!

主な原因別入院日数



平均
35.6日

※平成20年9月1日~30日に入院した方を対象

厚生労働省「平成20年患者調査」

こんなにお役に立っています。平成21年度支払実績のご紹介

支払総額	9,300.6万円
内訳	
入院	5,123.7万円
手術	3,715.8万円
証明書代	461万円

加入者約11人に1人が保険金請求

お支払総額は約9千3百万円。請求された加入者は在籍者の約8.4%、11人に1人にもなります。

「短期入院」はもちろん「手術」でもお役に立っています。

「入院保険金」支払件数の多くは10日未満の短期入院。「手術保険金」の請求では入院のともなわない、内視鏡手術による大腸ポリープ切除術や白内障手術などもありました。

●お支払いする保険金の種類と保険金をお支払いする場合 年令(平成23年12月1日時点の満年令)に応じて異なります。

※印を付した用語については、下記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

	疾病保険金の種類 ★特定精神障害補償特約付		共済給付金
	疾病入院保険金(欄外(☆)参照) (疾病入院保険金日額)	疾病手術保険金 (手術保険金)	入院・手術証明書代 ※請求事由1件につき1回
20才～ 54才の方	7,200円	手術の種類に応じて 入院保険金日額の 10倍・20倍・40倍	一律 1万円
55才～ 69才の方	5,850円		
保険金をお支払いする場合	保険期間の開始後(※)に発病した病気の治療のため、平常の生活またはお仕事ができなくなり、かつ、入院された場合(以下、この状態を「疾病入院」といいます。) (※)病気を補償する継続契約の場合は継続されてきた病気を補償する最初の契約保険期間の開始後とします。	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気の治療のために疾病入院保険金の支払対象期間(1,000日)中に所定の手術を受けられたとき ②保険期間中に病気の治療のために所定の手術を受けられた場合	※入院・手術証明書代は全国青色申告会連合の共済給付金額です。それ以外は団体傷害疾病保険の保険金額となります。
保険金お支払額	[疾病入院保険金日額]×[疾病入院の日数]をお支払いします。 (注1) 疾病入院の日数には以下の日を含みません。 ●入院された日からその日を含めて疾病入院保険金の支払対象期間(1,000日)が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ●1回の疾病入院について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が疾病入院保険金の支払限度日数(90日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気を発病された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	[疾病入院保険金日額]×[手術の種類に応じてそれぞれ定められた倍率(10倍、20倍、40倍)]をお支払いします。 (注) 1回の疾病入院について同時に2種類以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率となります。	

●この保険には、「保険金支払条件等の一部変更に関する特約」が自動セットされるため、上記表の各保険金欄には同特約をセットした後の補償内容を掲載しています。

●すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争・暴動等」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは、宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

(☆) 疾病入院保険金

【継続加入いただいた場合のご注意】

継続加入の場合で、疾病入院の原因となった病気(※1)を発病した時(医師の診断(※2)によります。)がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、疾病入院保険金のお支払額は次の①②の金額のうち、いずれか低い額となります。

①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、継続加入である場合、病気を発病した時が、その病気による入院を開始された日からご加入の継続する期間を過ぎして1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

(※1) 疾病入院の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。

(※2) 人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

※印の用語のご説明

- 「医師」とは、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
- 「治療」とは、医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
- 「入院」とは、治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「支払対象期間」とは、疾病入院保険金の支払対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、「疾病入院」が中断している期間がある場合にはその期間を含む継続した期間をいいます。

●「支払限度日数」とは、疾病入院保険金の支払の限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。

●「所定の手術」とは、病院または診療所で受けた手術(注)で、かつ、普通保険約款に列挙されている手術をいいます。補償の対象となる具体的な手術は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(注) 手術：医師が治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。

●「発病」とは、被保険者以外の医師の診断による発病をいいます。ただし、先天性異常については、被保険者以外の医師の診断によりはじめて発見されることをいいます。

●「病気」とは、被保険者が被った傷害以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被った傷害については、病気として取り扱います。

●「疾病入院保険金日額」とは、加入者証等記載の疾病入院保険金日額をいいます。

●「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する前に、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気)を含みます。)によって再度入院された場合には、前の入院と後の入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。

●「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。例えば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。

●掛金(保険料)

年令(平成23年12月1日時点の満年令)に応じて異なります。

満年令	半年ごと掛金(保険料)	月額掛金(保険料)	満年令	半年ごと掛金(保険料)	月額掛金(保険料)
20～24才	4,680円	780円	45～49才	7,560円	1,260円
25～29才	4,860円	810円	50～54才	11,160円	1,860円
30～34才	5,220円	870円	55～59才	13,380円	2,230円
35～39才	6,480円	1,080円	60～64才	18,660円	3,110円
40～44才	7,200円	1,200円	65～69才	23,880円	3,980円

※掛金(保険料)は、12月1日を基準日として、毎年その時点での満年令をもとに算定します。

※上記掛金(保険料)には全青色の自家共済負担分(入院・手術証明書代掛金、共済制度運営費等)が含まれています(詳細については、中面「ご注意」をご覧ください。)

※掛金(保険料)は半年に1回、ご指定の口座より振り替えます。

●加入できない方

下記のいずれかの疾病で過去1年以内に入院・手術および医師の指示による2週間以上の通院・服薬・治療を受けたことがある方

ガン(肉腫・悪性腫瘍)、白血病、脳出血、脳梗塞、くも膜下出血、心臓病、てんかん、結核、高血圧、胃・十二指腸潰瘍、肝臓病、腎摘出、腎炎、ネフローゼ、子宮筋腫、糖尿病、腎炎、パーキンソン病、多発硬化症、筋ジストロフィー症、腎性カリエス、膠原病

下記の疾病に罹患経験がある方(治療している方も含む)

認知症、アルコール・薬物使用による精神障害、統合失調症、妄想性障害、躁うつ病等の気分障害、抑うつ状態、神経症性障害、ストレス関連障害、摂食・睡眠障害、人格障害、詳細不明の精神障害